

資料編

参 考 資 料

1. 災害種類別の特性と活動上の留意点

首相官邸「防災の手引き」等をもとに作成

- 災害から身を守り、その後の安否確認などの活動を実施するためには、災害によって生じる被害の特性や留意点を理解しておくことが重要です。

地震

- 地震が起きると…、

落下物	▶	外壁や窓ガラスが割れて落下したり、古いビルや家屋が崩れるなどの可能性があります。
津波	▶	強い揺れや弱くても長い揺れの場合は、津波が発生する可能性があります。
電話	▶	通話が集中したり、通信設備が被災するなど、電話やインターネットができなくなったり、つながりにくくなります。
道路	▶	道路に人や車が集中し、大渋滞が発生することが予想されます。郊外では土砂崩れなどによって、道路の寸断が発生します。
電車	▶	線路の寸断、安全確認に時間がかかるなどの理由で、相当な時間、電車が動かない場合があります。
ライフライン	▶	停電、ガスの停止、水道の断水が起こり、復旧まで時間がかかる場合があります。

- 地震の揺れを感じたり、緊急地震速報を見聞きしたたら、慌てずにまず身の安全を確保しましょう。そして、テレビやラジオ、携帯電話など、さまざまな手段を使って正確な情報の把握に努めましょう。

家の中 にいる場合	▶	・頭を保護しながら大きな家具から離れ、頑丈な机の下などに隠れましょう。 ・料理などで火を使っている場合、火を消せる時は火を消しましょう。火元から離れている時は、無理に火を消しに行かないでください。 ・慌てて外に飛び出さないようにしましょう。 ・扉を開けて避難路を確保してください。
店舗など にいる場合	▶	・慌てず、従業員などの指示に従いましょう。 ・従業員などから指示がないときは、その場で頭を保護し、揺れに備えて安全な姿勢をとりましょう。 ・照明など、吊り下がっているものの下から退避してください。 ・慌てて出口や階段に殺到しないようにしましょう。

エレベーター に乗っている場合 ▶	・すべての階のボタンを押し、最初に停止した階で降りてください。 ・万が一閉じ込められたら、無理に脱出しようとせず、インターホンで外部と連絡をとりましょう。
屋外 にいる場合 ▶	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒などに注意し、頭を保護しながら、そばを離れてください。 ・ビルの壁や看板、割れたガラスなどの落下に注意し、頭を保護しながら、建物から離れてください。
電車やバス に乗っている場合 ▶	・つり革や手すりにしっかりとつかまってください。 ・落ち着いて乗務員の指示に従いましょう。
自動車 を運転中の場合 ▶	・急ハンドルや急ブレーキをかけず、緩やかに速度を落としましょう。 ・ハザードランプを点灯して、道路の左側に停止してください。
山や崖 のそばにいる場合 ▶	・落石やがけ崩れに注意し、できるだけその場から離れてください。

○ 大都市で地震に遭遇したら…、

- ▶ まず身の安全を確保した後、むやみに移動せず、安全な場所にとどまりましょう。
- ▶ 駅周辺などの混雑している場所では、人が将棋倒しになる集団転倒が起きる危険性が高まるため、駅周辺には近づかないようにしましょう。
- ▶ 道路では、余震で頭上から物が落下してきたり、火災を起こっていたり、数多くの危険が予想されるため、安全な場所からむやみに移動しないようにしましょう

津 波

- ▶ 東日本大震災で発生した津波は、当初予測された数値よりも遥かに高い例が多くありました。地震によって発生する津波のすべてを正確に予測することはできません。
- ▶ 津波は、一度だけでなく、複数回にわたって襲来し、第一波よりも、第二波や第三波などの方が高いケースもあります。
- ▶ 発表された津波到達予想時刻はあくまでも目安であり、実際の到達時刻は前後する可能性があります。
- ▶ 地形によっては、津波が駆け上がり、予想された高さ以上に達することがあります。また、津波は想像を超える速さ、想像を超える場所からやってきます。

○ 津波発生時は…、

- ▶ 強い揺れや弱くても長い揺れを感じたとき、また地震を感じなくても、「津波警報」等を聞いたときは、すぐに海岸から離れ、可能な限り高い場所に避難してください。
- ▶ 避難するときは、近くの高台や津波避難タワー、津波避難ビルなどに向かってください（第一波が引いた後でも、第二波が発生する可能性があります）。
- ▶ 警報・注意報が解除され、安全が確認されるまで決して戻らないでください。

豪雨・台風

- ▶ 険しい山や急流が多い日本では、前線による大雨や台風によって、道路や低地の浸水、川の氾濫、がけ崩れ、地すべり、土石流などが発生しやすい環境にあります。
- ▶ 近年では、短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨（いわゆるゲリラ豪雨）が頻発しており、宅地開発がすすんだ都市部では、川の急激な増水が生じたり、道路や住宅の浸水などが発生しています。
- ▶ 雨で増水した川や田んぼを見に行き流されてしまったり、浸水した道路で側溝の境界が見えにくいために転落する事故も発生しています。

○ 豪雨・台風が近づいているときは…、

- ▶ 川の氾濫や土砂災害などは一気に起こるため、避難が遅れると命にかかわります。天候が荒れてからでは移動も困難になるため、早期の避難をこころがけましょう。
- ▶ 夜間や大雨がひどい場合は、避難行動には慎重な判断が必要です。
- ▶ 暴風、暴雨などで、避難場所までの移動が困難な場合は、家の中でも、河川や崖から離れた2階の部屋で待機したり、近隣のできるだけ頑丈な建物に避難してください。

○ 大雨による土砂災害に備えて…、

- 大雨や台風にあらかじめ備えて ▶
- 住んでいる地域が土砂災害警戒区域か確認しましょう。
 - ・土砂災害のおそれがある区域は、「土砂災害警戒区域」「土砂災害危険箇所」として指定されています。
 - ・普段から、住んでいる地域が土砂災害警戒区域等に指定されているか、確認しておきましょう。
 - ・市町村が作成しているハザードマップを活用しましょう。

雨が 降り始めたら	▶ 土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意しましょう。 ・土砂災害発生危険度が高まったときには、住民の避難の参考になるように「土砂災害警戒情報」が発表されます。 ・テレビなどで雨量や雨雲の動き、土砂災害警戒情報の発出などを確認しましょう。
豪雨に なる前に	▶ 早めの避難を心がけましょう。 ・市町村が出す避難の情報に注意し、早めに避難してください。 ・夜間に大雨が予想される場合は、暗くなる前に避難してください。 ・夜間や豪雨などの状況により避難が困難な場合は、近くの頑丈な建物の二階以上に避難したり、それも難しい場合は、家の中の崖から離れた部屋や二階などの少しでも安全な場所に移動してください。
土砂災害の 前兆	▶ 土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、斜面に前兆現象がある場合は、ただちに周りの人と避難し、行政に連絡しましょう。 ・がけや地面にひび割れができる ・小石がバラバラと落ちてくる ・がけや斜面から水が湧き出る ・湧き水が止まる・濁る ・井戸や川の水が濁る ・地鳴り・山鳴りがする ・樹木が傾く ・降雨が続くのに川の水位が下がる ・立木の裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる

火山噴火

- ▶ 日本には 111 の活火山があり、世界でも有数の火山国といえます。火山は、大きな噴石や火砕流、土石流、小さな噴石・火山灰などを引き起こします。
- ▶ 大きな噴石や火砕流は噴火にともなって発生し、避難までの時間的猶予がほとんどないため、噴火警報や避難計画を活用した事前の避難が必要です。
- ▶ 噴火による小さな噴石は火口から 10km 以上、火山灰は数十 km から数百 km 以上運ばれて広い範囲に降下し、さまざまな被害をもたらします。

○ 火山災害に備えて…、

- ▶ ハザードマップ（火山防災マップ）を見て、噴火警戒レベルに対応する危険な場所を確認しておきましょう。
- ▶ あらかじめ、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。
- ▶ 噴火の恐れがある場合は、「警戒が必要な範囲」から事前に避難しましょう。

○ 火山灰から身を守るために…、

火山灰を 吸い込まない	▶	・火山灰はとても小さいため、空気と一緒に肺の奥まで入ってきます。 ・防塵マスクを着用するなど、火山灰を吸い込まないようにしましょう。 ・火山灰を吸い込むと、咳が増えたり、息苦しくなったりします。気管支炎の人は発作のような咳や、胸のしめつけ感、ゼーゼーとした呼吸で苦しむことがあります。心臓に重い病気がある人も気をつける必要があります。
皮膚を守る	▶	・火山灰に触れると、皮膚が炎症を起こす場合があります。 ・痛くなったり、腫れたりするほか、ひっかき傷からばい菌が入る可能性もあるので、注意が必要です。
運転の際	▶	・火山灰が降ると、見通しが悪くなって、横断歩道などの表示が見えにくくなります。 ・道路に火山灰が積もると滑りやすくなって、ブレーキがききにくくなります。多く積もると運転もできなくなります。
火山灰の 除去	▶	・火山灰の除去作業を行うときは、防塵マスクとゴーグルまたはメガネを着用しましょう。 ・火山灰が積もると滑りやすくなるため、転倒に注意しましょう。 ・火山灰は雨どいや下水に積もりやすいので、流さないようにしましょう。

竜 巻

- ▶ 竜巻が発生すると、短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらします（数分から数十分で、長さ 数 km から数十 km、幅 数十 m から数百 m の狭い範囲に集中します）。
- ▶ 竜巻は、移動スピードが非常に速い場合があります。
過去に発生した竜巻のなかには、時速約 90km（秒速 25m）で移動したものもあります。
- ▶ 強い竜巻の場合、強い風によって建物が倒壊したり、車が転倒することがあります。
さまざまなものが竜巻に巻き上げられたり、巻き上げられたものが猛スピードで飛んでくる危険性があります。
- ▶ 建物の中にいても、飛んできたものが窓ガラスを割ったり、壁に刺さったりするので、注意が必要です。

○ 竜巻の接近の特徴と対応

- ▶ 真っ黒い雲が近づく、雷が鳴る、冷たい風が吹き出す、大粒の雨やひょうが降り出すなどの積乱雲が近づいている兆しがあれば、竜巻が発生する可能性があります。
- ▶ 周囲が暗くなったり、真っ黒い雲が見えたら、早めに避難しましょう。
- ▶ 建物やブロック塀が倒壊したり、車が飛ばされることもあるので、頑丈な建物に避難しましょう。
- ▶ 屋内にいても窓ガラスには近づかず、一階の丈夫な机の下などで頭を守りましょう。
- ▶ 周辺に身を守るものがない屋外の場合、側溝などの「くぼみ」に身を伏せて、両手で頭や首を守ってください。
- ▶ 竜巻は短時間に猛スピードでさまざまなものを巻き上げながら甚大に被害を与えます。すぐに身を守るための行動をとってください。

雪 害

- ▶ 日本は、国土の半分以上が豪雪地帯に指定されており、約 2000 万人もの人びとが豪雪地帯で生活しています。
- ▶ 雪害の代表的なものとして、雪崩、除雪中の転落事故、路面凍結による交通事故、歩行中の転倒事故などがあります。

○ 除雪にあたって…、

- ▶ 除雪中の事故は 65 歳以上の高齢者の比率が高く、何かあったときのために複数人で行う必要があります。
- ▶ 民生委員は、高齢者宅等の雪おろしを依頼されることがあるかもしれませんが、しかし、雪おろしは民生委員の業務ではありません。行政等につなぐようにしましょう。
- ▶ なお、空き家の除雪が行われず危険な状態になっている場合は、災害対策基本法第 64 条に基づき、市町村長の判断で雪おろしを行うことが可能なため、行政に連絡しましょう。

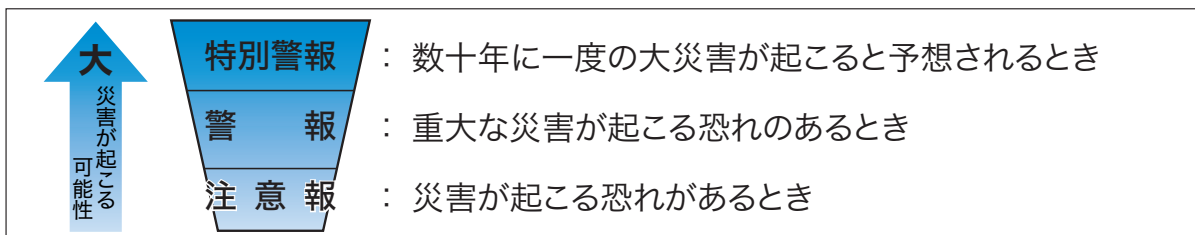
2. 気象等および避難に関する情報

首相官邸、内閣府、消防庁の資料をもとに作成

- 災害時には、気象庁等が「注意報」や「警報」、「特別警報」を、市町村が避難に関する情報を発表（発令）します。
- こうした情報を正しく理解し、早期の避難行動を心がけることが大切です。

「特別警報」「警報」「注意報」

- 気象庁や各地の気象台は、災害が発生する恐れのあるとき、自治体や報道機関を通じて注意報や警報を発表し、住民に注意を呼びかけます。
- 「注意報」→「警報」→「特別警報」の順に、災害が起こる可能性が大きくなります。



- **特別警報**とは、「東日本大震災」や「阪神・淡路大震災」といった、誰もが聞いたことがあるような大災害が起こる恐れがあるときに、最大級の警戒を呼びかけ、「ただちに命を守る行動」を求める警報です。

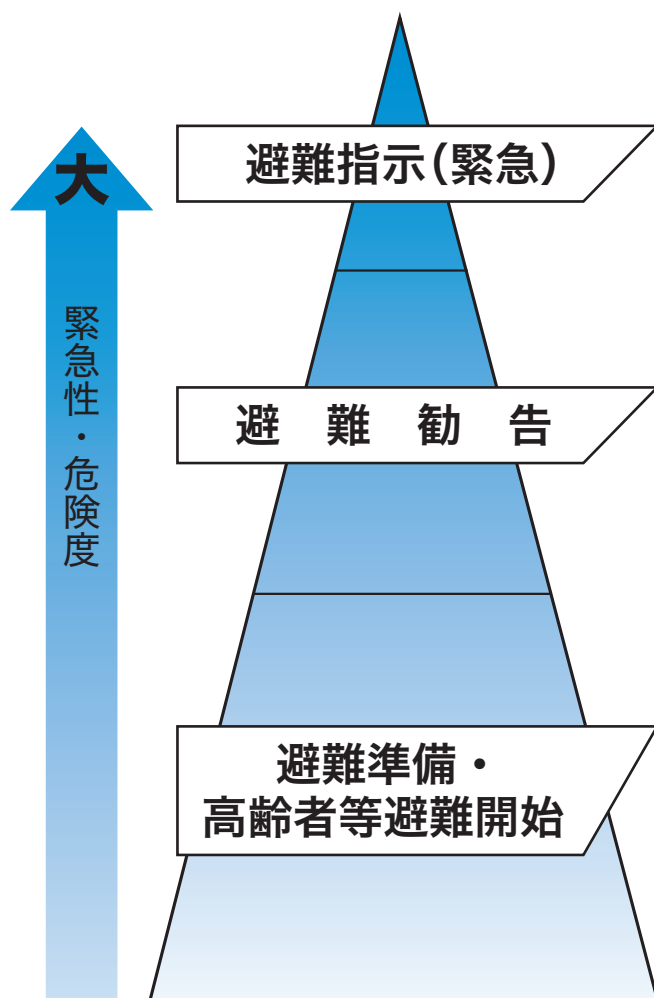
特別警報が発表される災害：大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪

- 地震、津波、火山噴火に関しては、それぞれ危険度が非常に高いレベルのものを「特別警報」と位置づけて発表されます（「〇〇特別警報」とは発表されません）。

地震	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （「緊急地震速報（震度 6 弱以上）」を「特別警報」に位置づける）
津波	高い所で 3 メートルを超える津波が予想される場合 （「大津波警報」を「特別警報」に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （「噴火警報（居住地域）」を「特別警報」に位置づける）

**「避難指示（緊急）」「避難勧告」
「避難準備・高齢者等避難開始」**

- 市町村は気象庁等が発表する災害に関する注意報や警報等をもとに、避難に関する情報を発令します。
- 発令の判断基準は、市町村によって、災害別・地域別に定められています。
- 市町村から発令される避難情報の入手方法を確認しておきましょう。



**状況がさらに悪化し、
人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令**

- ☐ 避難していない人は、緊急に避難場所に避難する。
- ☐ 外出することが危険な場合は近くの安全な場所、自宅内のより安全な場所に避難する。

**災害による被害が予想され、
人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令**

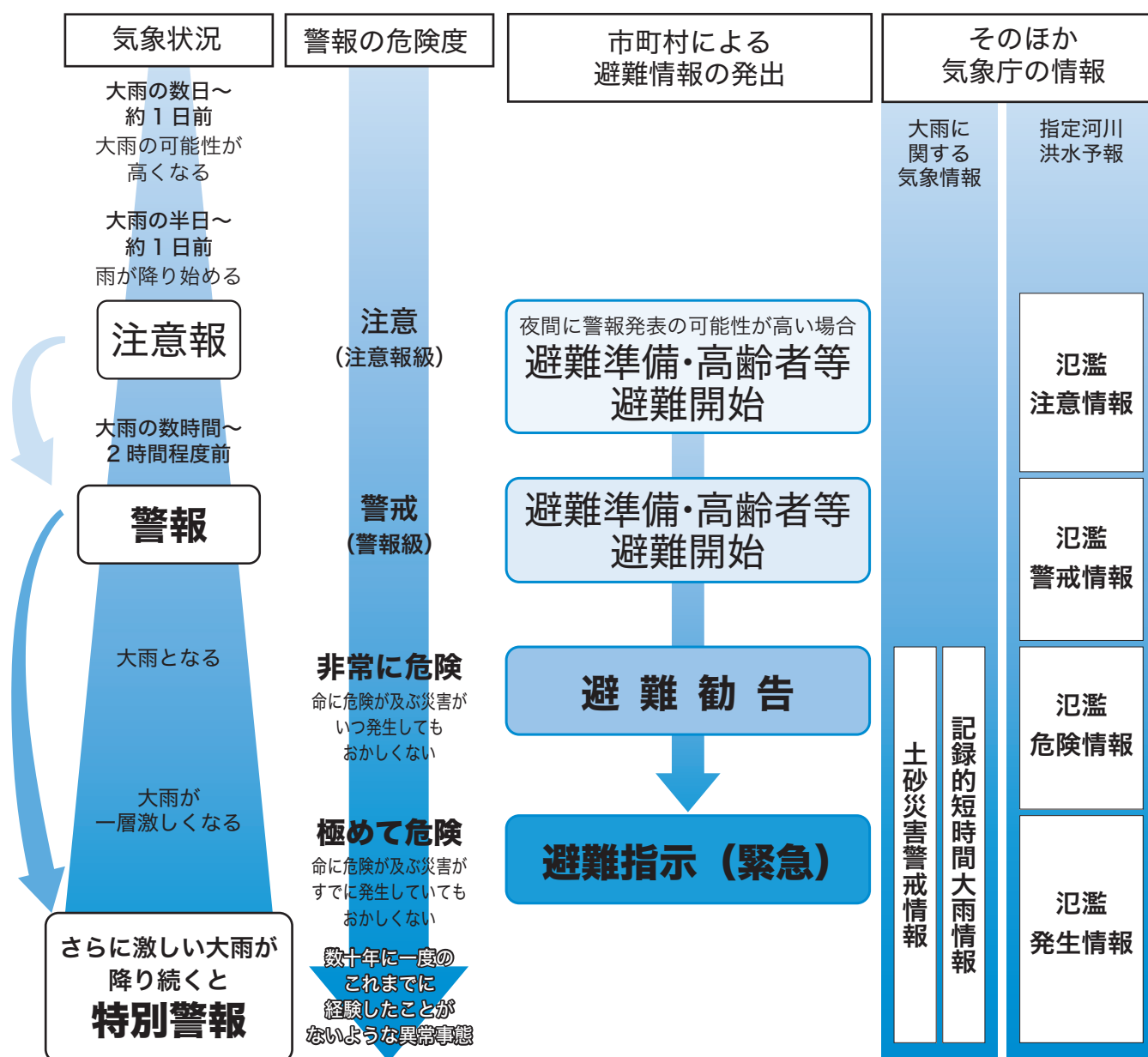
- ☐ 速やかに避難場所に避難する。
- ☐ 外出することが危険な場合は近くの安全な場所、自宅内のより安全な場所に避難する。

避難勧告や避難指示（緊急）を行うことが予想される場合に発令

- ☐ 避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難を開始。
- ☐ その他の人は避難の準備を整え、以後の情報に注意する。
- ☐ 予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、避難することが望まれる。

※ 「避難準備情報」は、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、平成28(2016)年12月に「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されました。

警報と避難の情報のイメージ



※ 平成 30(2018)年 12 月、政府の中央防災会議の作業部会が、大雨や土砂災害の防災気象情報に関する報告書を防災担当大臣に報告しました。

報告書では、早期の避難につなげるため、大雨や洪水、土砂災害の警戒レベルを 5 段階で示すことなどを提言しています。報告書が示した 5 段階の警戒レベルは数字が大きいほど危険度が高く、防災無線などで情報発信される際に、「避難勧告発令。洪水警戒レベル 4」などと例示されるなど、危険度を一目で分かるようにするとのことです。

報告書を受け、内閣府では、2019 年の春ごろまでにガイドラインを見直し、実際の運用をすすめる方針としています。

3. 災害に備えて知っておきたい知識

- 本指針では、災害に備えて知っておきたい知識や情報を「Topics」としてご紹介してきました。
- 本ページでは、本文中でご紹介しきれなかった知識や情報をご紹介します。

Topics「地域防災計画」

- ✓ 災害対策基本法では、地域および住民を災害から守るため、市町村に「地域防災計画」の作成・実施を義務づけています。
- ✓ また、「地域防災計画」の作成・実施のために、消防機関や自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図るように努めなければならないとしています。
- ✓ なお、「地域防災計画」は、あくまでもその地域の住民全体を対象として、防災や災害時の緊急対応、災害後の応急的な対策や復旧についての業務などをまとめた、行政の災害対応のための計画という側面が強いことを意識しておく必要があります。
- ✓ 支援や援助が必要な人たちへの対応についても盛り込まれているものの、民生委員として、行政の福祉関係部局や福祉サービス関係者と日頃から情報共有や協議をしておく必要があります。

Topics「地区防災計画」

- ✓ 平成 25(2013)年の災害対策基本法改正で、自助および共助に関する規定が追加され、防災計画体系のなかに、市町村内の一定の地区の居住者および事業者による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。
- ✓ 「地区防災計画」は、市町村の判断で「地域防災計画」に規定するほか、地区居住者等が市町村防災会議に対して、「地区防災計画」を「地域防災計画」に定めることを提案でき、市町村防災会議には、それに対する応諾義務が課せられています。
- ✓ 「地区防災計画」が「地域防災計画」に規定されることにより、行政と地区居住者等の双方が、その達成に責任を持つことになります。

Topics「自主防災組織」

- ✓ 自主防災組織は、住民自身の自発的な防災組織で、多くが自治会・町内会単位で結成されています。全国で約 16 万の自主防災組織が設置され、総世帯数に対す

る活動カバー率は 81.7%となっています（平成 28(2016)年 4 月現在）。

- ✓ 平常時は防災訓練や地域の危険箇所の把握等、発災時には初期消火や住民の避難支援等を担うこととされており、今後、地域の防災力を高めるためにも、結成を進め、活発な活動が行われることが期待されています。
- ✓ 一方で、リーダー等の人材育成が進んでいないこと、防災活動の参加者が少ないこと、活動費や資機材などの不足が課題として挙げられています。

Topics「携帯電話のバッテリー」

- ✓ 電化製品のバッテリーは、100%使い切る前に充電すると、バッテリーがその時点を 0%と認識し、バッテリーの量が減少してしまうため、使い切ってから充電した方がよいとされていました（メモリー効果）。
- ✓ しかし、現在のスマートフォンや携帯電話などに使われているリチウムイオン電池ではメモリー効果は起こらないため、使い切る前に、継ぎ足して充電しても問題ありません。
- ✓ 災害はいつ発生するか分かりません。携帯電話は、自身の安否の連絡や要援護者の安否確認などで必要になります。災害に備える意味でも、バッテリーは使い切る前に充電するように心がけましょう。
- ✓ また、災害時に備えて、予備のバッテリーを準備しておきましょう。

Topics「ガソリンの給油」

- ✓ 車に給油する際、満タンにする人が約 6 割、しない人が約 4 割という結果が、駐車場などを運営する「パーク 24」が公表したアンケート結果（平成 29(2017)年 4 月 7 日公表）で明らかになりました。
- ✓ 満タンにしない理由のひとつは、ガソリンを満タンにするとその分重くなり、燃費が悪くなるということのようです。
- ✓ しかし、満タンにしたときの燃料の重さが、目に見えるほど燃費に反映されるかどうかは疑問という声もあります。
- ✓ 被災地では、給油のためにガソリンスタンドに長い列ができました。また、交通網の寸断などにより、給油が制限される事態も想定されます。
- ✓ 全国石油商業組合連合会では、「満タン&灯油プラス 1 缶運動」を推進しています。これは、災害発生時にガソリンや灯油の供給が滞ることを想定し、ガソリンは満タンを心がけ、暖房用の灯油は 1 缶を余分に買い置くことを呼びかけているもので、東日本大震災被災地の市町村などでも運動を紹介しています。
- ✓ 災害時、安否確認の際に車を使用することがあるかもしれないことなどを考えると、災害に備えるためにも、給油の際は満タンにしておく方がよいと思われます。

Topics「避難訓練」

- ✓ 避難訓練は、単に避難所まで避難するというものではなく、さまざまな種類の災害、災害発生の季節（夏、冬）、時間帯（昼間、夜間）、曜日（役場の閉庁日）等を想定して行うなど、実践的な訓練とすることにより、関係者間の役割分担が明確になるなど、より効果的なものとなります。
- ✓ 発災時、たとえばエレベーターが使用できない場合に、要援護者をどのように避難させるのかなど、訓練の機会を活用し、参加者で対応策を検討することも考えられます。
- ✓ また、民生委員が「災害福祉マップ」に記載された世帯を実際に訪問し、訪問するのにどれだけ時間を要するのかを把握することで、災害時にどの程度の行動が可能なのかを検証する機会とすることも考えられます。

Topics「個別計画」

- ✓ 内閣府の「取組指針」では、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、「避難行動要支援者」ごとに「個別計画」を作成すべきとしています。
- ✓ 「避難行動要支援者名簿」の記載内容は、法および取組指針において示されていますが、一人ひとりの世帯状況や生活状況等という面では不十分な点があります。これを補うものとして、避難行動要支援者それぞれに「個別計画」を作成することとしているのです。（なお、この「個別計画」は、避難支援が必要な理由など、民児協が作成している「災害時要援護者台帳」と多くの点で共通します。）
- ✓ 報道によると、平成 30 年 6 月 1 日現在、「個別計画」の作成を全員分済ませた市町村は 239、一部済ませた市町村は 741、未作成の市町村も 4 割あるとのこと。
- ✓ 「個別計画」の策定がすすまないのは、避難支援者が見つからないといった理由も聞かれますが、本「指針」でも触れたように、民生委員にはとくに支援の必要性が高い要援護者の安否確認等が期待されることから、特定の人の避難支援者とならないことが原則です。
- ✓ また、「個別計画」は、市町村が、個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら作成することが望まれています。そして、そのために、「個別計画」作成にあたっての関係者との調整役となる「コーディネーター」に協力を得るとしています。
- ✓ 「コーディネーター」として、民生委員も例示されていますが、あくまで例示として記されているものであり、地域の実情も踏まえ、関係者と連携し、必要に応じて対応していきましょう。
- ✓ また、「コーディネーター」は、「個別計画」作成の調整役であり、発災時の具体的な支援を行う役割ではありません。

Topics「災害時要援護者台帳 様式例」

要援護者台帳 様式例(表面)

※本台帳はご本人の同意のもとで作成しているものです。個人情報ですので取り扱いには十分に注意してください。

				支援の優先度(A～C)		
ふりがな		生年 月日	大正 昭和 平成	年 月 日 (歳)		男 女
氏 名						
自宅住所	(〒)					
	電 話 番 号	(自宅)		(携帯)		
メールアドレス						

※緊急の時に連絡できる親族等(二人)についてお書きください。

緊 急 連絡先	ふりがな			続柄	
	氏 名				
	自 宅 住 所	〒			
	電 話 番 号	(自宅)		(携帯)	
メールアドレス					

緊 急 連絡先	ふりがな			続柄	
	氏 名				
	自 宅 住 所	〒			
	電 話 番 号	(自宅)		(携帯)	
メールアドレス					

【災害時に必要な支援】 該当項目に○

避難所への避難に 関する支援	避難情報の伝達	自力歩行困難	車いす利用(複数名での支援)
	その他()		
避難予定場所 ()			
避難所等での生活 に関する支援	医療ケア	服薬管理	介護サービス
	コミュニケーション支援	移動等の介助	その他()

担当民生委員・児童委員氏名	
氏 名	

注) 以上に加え、町内会・自治会への加入情報を記載することが考えられます。

要援護者台帳 様式例(裏面)

注)この裏面の情報は、関係者全員で共有するものではなく、民生委員・児童委員等のみが保持する情報です。

心 身 の 状 況 等	具体的な要介護、 障害の状態					
	要介護度		障害手帳	身体障害者手帳 級	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳 級
	現在かかっている病気等	病名			通院回数	月(回) 年(回)
		服薬の有無	有(薬名) 無		血液型	A B O AB RH式()
	かかりつけ医	病院名			担当医師	
		所在地			電話番号	
	利用している福祉サービス事業所	名称			サービスの種類	
		所在地			電話番号	
	世帯の状況	単身世帯(要援護者のみの世帯) 夫婦世帯 その他()				
	特記事項 (世帯内での避難支援者の有無他)					

避難支援者(発災時の避難を支援してくれる者) ※支援者本人の同意を得て記入

1	氏名		電話番号	(自宅)	(携帯)
	住所	〒			
	メールアドレス				
2	氏名		電話番号	(自宅)	(携帯)
	住所	〒			
	メールアドレス				

その他日常生活上で必要と考えられる支援内容等

--

※この様式例は例示であり、全てを網羅しなければならないものではありません。

Topics 「非常持ち出し品（災害発生時に最初に持ち出すもの）」

- ☐ 携帯用飲料水
 - ☐ 食糧品（カップ麺、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
 - ☐ 貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
 - ☐ 救急用品（常備薬、消毒液、ガーゼ、マスクなど）
 - ☐ ヘルメット、防災ずきん
 - ☐ マスク、軍手（厚手の手袋）
 - ☐ 懐中電灯
 - ☐ 衣類、下着類
 - ☐ 毛布、タオル、ビニールシート
 - ☐ 携帯ラジオ、携帯電話の予備バッテリー
 - ☐ 使い捨てカイロ
 - ☐ 簡易トイレ
 - ☐ マッチ、ろうそく（水にぬれないようにビニールにくるむ）
 - ☐ ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
 - ☐ 筆記用具
- （そのほか、雨具、ポリ袋、ガムテープ、現金など）



小さな子どものいる家庭は

- ☐ ミルク
 - ☐ 紙おむつ
 - ☐ ほ乳びん
- ✓ 「救急用品」には、緊急時の医療に必要な情報を記したカードを入れておきましょう。
- ☐ 氏名、住所、電話、生年月日
 - ☐ 血液型、かかりつけ医療機関（医師）、治療中の病気、常用薬
 - ☐ アレルギーの有無、その他特記事項
 - ☐ 緊急連絡先 など

内閣府および消防庁ホームページ等をもとに作成

Topics 「不同意者名簿の提供」

- ✓ 平成 30(2018)年 6 月に発生した「大阪北部地震」では、災害救助法が適用された 13 市町のうち、「避難行動要支援者名簿」を活用して安否確認を行ったのは、8 市町で、不同意者名簿を行政の判断で民生委員等に提供したのは、2 市町だけだったと報道されました。
- ✓ 名簿提供の合意が得られていないため行政がその活用に慎重になったことや、安否確認手順の認識の相違などから、迅速な安否確認の支障となり、その結果、安

否確認作業が長引いたようです。

- ✓ 全国の行政のなかには、一定の基準も設けて迷わず不同意者名簿の提供ができるようにしたり、75歳以上の単身世帯などを自動的に「避難行動要支援者名簿」に登録できることを定めた条例を制定する市町村があるなど、災害時要援護者支援の取り組みが進められています。

Topics 「民生委員に対する個人情報の提供」

- ✓ 内閣府個人情報保護委員会は、平成 30(2018)年 8 月 1 日付けで『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』および『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q&A』を改定しました。
- ✓ 今回の Q&A の改定では、民生委員について、「活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります」と明記されており、「活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい」と示されています。
- ✓ 活動していくにあたって必要な情報がある場合は、民児協として、上記の Q&A も示しつつ、行政と協議することが考えられます。
- ✓ なお、個人情報の提供を受けるにあたっては、個人情報の取り扱いに十分留意することが必要です。

Topics 「災害ボランティアセンター」

- ✓ 災害ボランティアセンターは、被災地のボランティア活動を円滑に進めるために設置される拠点です。
- ✓ 多くのボランティアが支援に関わった阪神・淡路大震災では、さまざまな機関が被災者のニーズ把握やボランティアの調整などを行いました。そうした経験を踏まえ、被災者のニーズとボランティアによる支援を効率よく調整する拠点が必要とされ、災害ボランティアセンターが誕生しました。
- ✓ 災害ボランティアセンターは、被災した地域の社協やボランティア活動に関わっている機関・団体、行政などによって協働運営されることが一般的です。被災地以外の地域から支援に駆けつける災害ボランティアセンターの運営経験者・団体に関わる場合もあります。
- ✓ 被災者のニーズ把握、ボランティアの受け入れ、派遣先や人数の調整、資機材の調整、ボランティア活動の実施、振り返りなどが主な役割です。

Topics「生活支援相談員」

- ✓ 仮設住宅が建設されるような大規模災害では、被災地の社協において、生活支援相談員を配置し、被災者に寄り添って、見守りや相談活動、サロン活動などが実施されます。「地域支え合いセンター」等の拠点が設置されることもあります。
- ✓ 阪神・淡路大震災において、仮設住宅での見守りやコミュニティづくりなどが求められ、そのための支援員等が配置されたことをきっかけに、新潟県中越地震以後に普及しました。
- ✓ 生活支援相談員の役割は民生委員の活動とも重なります。また、生活支援相談員は災害発生後に配置されるため、課題を抱える人や地域の状況に関する情報を有する民生委員と連携・協働することで、より効果的な支援につながることを期待されます。
- ✓ また、生活支援相談員と連携することによって、自身も被災者である民生委員の負担軽減につながることも期待されます。

Topics「仮設住宅と災害公営住宅」

- ✓ 「仮設住宅」とは、正確には「応急仮設住宅」と言われ、災害によって自宅が全壊するなどの被害を受けた被災者に対して、供与する応急的、一時的な住宅のことです。
- ✓ 主に公園等にプレハブなどで建てられる「応急建設住宅（建設仮設）」と、民間の賃貸住宅を借り上げる「応急借上げ住宅」（いわゆる、みなし仮設住宅）があります。その他、公営住宅に一時的に入居する場合があります。
- ✓ 「応急建設住宅（建設仮設）」は、原則として、災害発生の日から 20 日以内に着工し、建築工事が終了してから 2 年 3 か月以内が供与期間とされています。無償で提供されるのが通例となっています。
- ✓ 近年の災害では、「応急借上げ住宅」（いわゆる、みなし仮設住宅）への入居も増えています。「応急建設住宅（建設仮設）」と同様、入居期間約 2 年であり、その間の家賃は全額補助されます。
- ✓ 「応急借上げ住宅」（いわゆる、みなし仮設住宅）に入居した場合、行政や民生委員等の目が届きにくく、住民が孤立すること多いため、留意が必要です。
- ✓ 「災害公営住宅」は、災害により自宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災者のために、国の補助を受けた都道府県や市町村が建設する賃貸住宅のことです。所得によって異なりますが、家賃が必要となります。

4. 災害対策基本法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適

合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その

他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5. 全民児連における災害に関するこれまでの取り組み

平成 7(1995)年 1 月	阪神・淡路大震災による被災委員への支援を目的に、全国の民児協関係者に義援金を募集。被災委員への見舞金等として送金（募集期間：1 月 23 日～2 月末／義援金総額：1 億 3,926 万 8,896 円）。
平成 9(1997)年 2 月	平成 9 年 1 月に発生した日本海タンカー重油流出事故による漂流重油の回収にあたるボランティア活動に関わる費用等の支援を目的に、全国の委員に義援金を募集。被災地の民児協を通じ、被災地の社協に送金（募集期間：2 月 7 日～3 月末／義援金総額 2,111 万 3,456 円）。
平成 13(2001)年 3 月	「民生委員・児童委員 災害救援活動支援金制度」を創設 災害救助法が適用される災害が発生した際、被災市町村の民児協による、発災直後の被災者支援活動（初動活動）を財政的に支援することを目的に創設（平成 25 年 9 月に改正）。
平成 18(2006)年	「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を提唱 民生委員制度創設 90 周年の記念事業のひとつとして、全国の民生委員、民児協による一斉運動として「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を提唱。 災害時に備え、安否確認や避難支援に向けた地域の体制整備を平常時からすすめ、そうした活動を通じて民生委員活動の社会的アピールをめざしたもの。 この運動は、当初、90 周年にあたる平成 19 年の 9 月までを実施期間として行われたが、その成果等を踏まえ、引き続き同年 10 月から平成 22 年 11 月末まで継続する第 2 次運動が実施された。 【第 1 次運動（平成 18 年 4 月～平成 19 年 9 月）】 【第 2 次運動（平成 19 年 10 月～平成 22 年 11 月）】
平成 23(2011)年 3 月	東日本大震災発生。高齢者等の安否確認や避難支援活動中の委員 56 名が犠牲となる。 東日本大震災による被災委員への支援を目的に、全国の民児協関係者に義援金を募集。被災県・市民児協を通じて被災委員に弔慰金、見舞金を送金（募集期間：3 月 18 日～6 月末／義援金総額：1 億 8,713 万 8,864 円）。

平成 23(2011)年度	「民生委員・児童委員の安否確認・見守り活動および避難・復興期の支援活動のあり方調査研究事業」を実施。
平成 24(2012)年度	「東日本大震災被災地における民児協活動支援のための拠金」を実施 平成 24 年度から平成 26 年度の 3 か年度に分けて、被災地の民児協活動の支援や各委員の活動上の負担軽減のために、岩手県、宮城県、仙台市、福島県、茨城県の民児協への助成を実施（実施期間：平成 24 年度～26 年度／助成総額：1 億 1,571 万 7,008 円）。 「東日本大震災被災地民児協支援会議」を開始 東日本大震災被災 3 県 1 市の民児協正副会長等の役員、全民児連の正副会長、厚生労働省担当課長等が被災地において一同に会し、情報共有を図るとともに、必要な支援について協議を実施（平成 24 年度以降、毎年度実施）。
平成 25(2013)年 4 月	「民生委員・児童委員による 災害時要援護者支援活動に関する指針」を策定 東日本大震災の経験により、民生委員による災害時要援護者支援活動のあり方をあらためて整理すべく、被災地で活動した委員に対するヒアリングを広く実施し、指針を策定。
平成 25(2013)年 9 月	「東日本大震災被災地における 主任児童委員の活動状況の調査」を実施 全民児連児童委員活動推進部会において、平成 25 年 9 月から平成 26 年 1 月にかけて標記調査を実施。東日本大震災被災地における主任児童委員活動の実際や子ども、子育て家庭が直面した課題等を把握し、平成 28 年 3 月に報告書として取りまとめる。
平成 25(2013)年 11 月	「民生委員・児童委員による 災害時要援護者支援活動に関する指針」改訂第 2 版を策定 平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、その提供先のひとつとして、民生委員があげられたことなどを受け、災害対策基本法と委員活動の関係などについて加筆を行い、第 2 版を策定。
平成 26(2014)年 1 月	「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」改訂第 2 版に基づき、『災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック』を作成配布。

平成 28(2016)年 5 月	平成 28 年 4 月に発生した熊本地震による被災委員への支援を目的に、「平成 28 年熊本地震 民生委員・児童委員支援募金」を実施。被災委員への見舞金送金とともに被災地民児協活動への助成を実施(募集期間 5 月 13 日～7 月末／募金総額 1 億 54 万 3,666 円)。
平成 29(2017)年 10 月	「被災地民児協支援募金」を創設 災害が多発している状況を踏まえ、常時募金の受け入れができるように「被災地民児協支援募金」として体制を整備（その後、平成 30 年度に「被災地民児協支援募金」運営要綱を策定）。